

令和8年度 兵庫県に入猟しようとする皆様への狩猟者登録の取扱いについて

他の都道府県から兵庫県に入猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いは、次のとおりとします。

1 狩猟者登録申請書の提出先

一般社団法人 兵庫県猟友会

〒650-0011 兵庫県神戸市中央区下山手通6丁目3-28

TEL 078-361-8127 (代表)

※申請書は郵便のみ(持参不可)

2 提出書類

(1) 狩猟者登録申請書

(複数登録の場合でも申請書は1枚で構いません。登録する種類を全て記載下さい。)

(登録手数料は1種類につき1,800円必要となります。)

※申請書様式は兵庫県ホームページでダウンロードできます。
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk20/info.html>

(2) 都道府県猟友会長が原本と相違ないことを証明した狩猟免状の写し又は狩猟者登録用として再交付を受けた狩猟免状(当該登録年度に発行したものに限る)

※狩猟免状の原本は送付しないでください。

(3) 次のいずれかの証明書(いずれも当該年度のものと限る)

- ・一般社団法人大日本猟友会の共済保険の被保険者であることの証明書
- ・3千万円以上の損害保険会社の損害保険契約の被保険者であることの証明書

(4) 写真2枚(大きさ縦3.0cm横2.4cm、無帽、正面、上三分身、無背景もの。)

1枚は申請書の所定の欄に貼付し、もう1枚はクリップ止め)

(5) ツキノワグマ錯誤捕獲対応にかかる**承諾書** ※**わな猟**登録予定の方のみ提出

(6) ツキノワグマ狩猟にかかる**意向確認書** ※**第一種銃猟**登録予定の方のみ提出

3 受付期間

令和8年10月1日(木)から。(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

ただし、10月21日以降に申請書が到着したものについては、11月15日までに狩

猟者登録証の交付ができない場合があります。

また、書類に不備がある場合、登録証の発行が遅れることがありますのでご了承ください。登録証の即日発行はできません。発行まで2週間程度かかる場合がありますので、余裕を持って提出してください。

4 狩猟期について

令和8年11月15日（日）から令和9年2月15日（月）まで

シカ・イノシシについては、令和9年3月15日（月）まで

※令和8年度のツキノワグマの狩猟については、令和8年11月15日（日）から令和8年12月14日（月）の期間に限り、兵庫県本州部のうち、円山川・市川より東側区域において銃猟での狩猟禁止の解除を行う予定です。詳細については別途県ホームページにてお知らせします。

5 狩猟者登録 必要費用

（1）狩猟税：「6 狩猟税」の表を参照

納付方法及び納付先

ア 口座振込のみで、他の方法による送金は一切受け付けません。

イ 三井住友銀行 神戸営業部（普通預金）

口座番号：8460491

口座名：一般社団法人 兵庫県猟友会

（2）狩猟者登録手数料：1,800円 ※1種類につき

納付方法及び振込先

口座振り込みと電子納付がございます。

口座振り込みは上記口座へ、電子納付は下記二次元バーコードより行えます。

※申請者自身によって電子納付した場合は登録手数料の振り込みは必要ありません。

※電子納付にて手数料の支払いを行った場合は、申請書に電子納付番号を記載する必要があります。

（収入証紙の場合は、必要金額を指定口座に振り込み頂いた後に、登録事務局側にて購入、貼付をしますので、申請者は送付時点で貼付の必要はありません。）

※下記より手数料の電子納付が行えます※

狩猟者登録手数料 電子納付 二次元バーコード



電子納付リンク掲載 兵庫県ホームページ URL

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk20/info.html>

6 狩猟税

区 分	登録を受ける免許の種類		
	網猟免許 または わな猟免許	第一種 銃猟免許	第二種 銃猟免許
①一般の方	8,200 円	16,500 円	5,500 円
②放鳥獣猟区にのみに係る狩猟登録を受ける方	2,000 円	4,100 円	1,300 円
③②の登録を受けさらに放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録を受ける場合	6,100 円	12,300 円	4,100 円
④当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない方で、次のいずれかに該当する方 ア. 控除対象配偶者又は扶養親族に該当しない方 イ. 所得割額の納付を要しない方の控除配偶者又は扶養親族に該当する方 ウ. 所得割額の納付を要する方で、農業・水産業又は林業に従事する方	5,500 円	11,000 円	
⑤低減税率の適用を受ける方が、放鳥獣猟区にのみに係る狩猟者登録を受ける場合	1,300 円	2,700 円	
⑥⑤の登録を受け、さらに放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録を受ける場合	4,100 円	8,200 円	
⑦県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員に係る登録を受ける場合	課税免除	課税免除	課税免除
⑧認定鳥獣捕獲等事業者が県内の区域を対象として、捕獲許可を受けた場合又は県もしくは国の機関から委託を受けて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合において、従事者証の交付を受けた当該事業者の従事者が狩猟者登録を受ける場合	課税免除	課税免除	課税免除

⑨狩猟登録を受ける方が、申請日前1年以内に県内の区域を対象とした許可を受け、又は従事者証の交付を受けて許可捕獲を行っていた場合	4,100 円	8,200 円	2,700 円
⑩狩猟登録を受ける方(低税率の適用を受ける方に限る)が、申請日前1年以内に許可を受け、又は従事者証の交付を受けて許可捕獲等を行っていた場合	2,700 円	5,500 円	

7 狩猟税の減免措置を受ける際に必要な添付書類

(1) 対象鳥獣捕獲員の場合

兵庫県内の市町長が作成した対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書

(2) 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者の場合

ア 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し

イ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書

ウ 申請者が所属していた認定鳥獣捕獲等事業者により認定鳥獣捕獲等事業（認定を受けた猟法・対象種等の認定の内容に係る鳥獣捕獲等事業）が実施されたことを証する書類

エ 上記ウの事業に従事した際の従事者証の写し

※必要書類をすべて揃えた状態で、早期のご提出をお願いします。

また、「認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書」は、
できる限り9月1日以降に発行されたものでお願いいたします。

なお、複数人で申請される場合、加入保険等の書類は各申請者の書類にそれぞれ添付していただくようお願いします。

印刷は明瞭な状態で添付をお願いします。

(3) 許可捕獲者の場合

ア 捕獲許可証の写し又は捕獲従事者証の写し

イ 捕獲等の結果を示す書類

8 その他

(1) 申請書は郵便以外受け付けません（持参不可）。

封筒に朱書きで「狩猟者登録申請書在中」と記入してください。

(2) 狩猟者登録証等の物品の送付方法については、着払いでお送りします。

(3) 猟友会員の方は個人扱いを避け、可能な限り猟友会で一括申請してください。

この場合、別紙様式に記入し送付をお願いします。

(4) 必要書類や書式について不明な場合の連絡先

狩猟税に関する書類について…神戸県税事務所（TEL 078-647-9139）

登録申請に関する書類について…兵庫県猟友会（TEL 078-361-8127）

- （５）県内での豚熱（CSF）発生に伴い、狩猟をする際、感染確認区域内では防疫措置が必要です。詳細については、兵庫県ホームページをご確認ください。

県ホームページ：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk27/butanetu.html>